

資料

資料

1 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
令和5 6.6	第1回 高松市自殺対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の自殺の現状について ・高松市自殺対策計画における取組状況と評価について ・第2期高松市自殺対策計画骨子案について
10.24	高松市自殺対策庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の自殺の現状について ・第2期高松市自殺対策計画案について ・各課の自殺対策の取組について
11.21	第2回 高松市自殺対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の自殺の現状について ・第2期高松市自殺対策計画案について
12.15	高松市教育民生調査会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期高松市自殺対策計画案について
令和6 1.19 ～ 2.18	第2期高松市自殺対策計画案についての意見募集 (パブリックコメント)	意見件数 4件

2 高松市自殺対策推進会議委員名簿

令和5年11月21日現在

役職	氏名	団体等及び役職名
会長	鈴江 毅	国立学校法人静岡大学教育学部 教授
副会長	多田 安寛	高松市健康福祉局 局長
委員	中村 光夫	一般社団法人高松市医師会 理事
	佐藤 隆男	高松市民生委員児童委員連盟 常任理事
	森谷 正伸	社会福祉法人高松市社会福祉協議会地域福祉課 課長補佐
	芳野 紀子	社会福祉法人香川いのちの電話協会 理事
	ローマ 真由子	認定NPO法人グリーンワークかがわ 理事長
	島津 昌代	認定NPO法人マインドファースト 理事長
	一柳 昌仁	高松労働基準監督署安全衛生課 安全衛生課長
	末金 博和	香川県高松北警察署生活安全課 課長
	廣瀬 太志	香川県高松南警察署生活安全課 課長
	佐藤 恵	香川県高松東警察署生活安全課警察安全相談係 係長
	松本 圭輔	香川県高松西警察署生活安全課 課長
	泰田 邦宏	香川県精神保健福祉センター 所長
	土手 政幸	香川県健康福祉部障害福祉課 課長
	藤川 愛	高松市健康福祉局 副参事
	鈴木 和知	高松市健康福祉局 局次長 兼 健康福祉総務課長
	藤澤 晴代	高松市健康福祉局こども未来部こども女性相談課 課長
	大西 信明	高松市健康福祉局福祉事務所生活福祉課 課長
	秋山 博昭	高松市健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センターセンター長
	山地 芳樹	高松市教育局学校教育課 課長
	川田 浩之	高松市消防局消防防災課 課長
熊野 知恵	高松市病院局みんなの病院看護局 看護局長	

(敬称略)

3 高松市自殺対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の自殺対策事業を総合的に推進するため、高松市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自殺の実態把握に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体等が行う自殺対策についての情報交換と相互の連携協力に関すること。
- (3) 法第13条第2項の規定に基づき策定する高松市自殺対策推進計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員のうち、関係団体及び関係行政機関、市職員から選任された委員については、会長及び副会長を除いて、同一の関係団体及び関係行政機関等に所属する者を代理出席者として委任することができる。

4 委員は、あらかじめ書面をもって、会長に代理出席者を届出る。

5 前2項の規定により、代理出席者を届出た委員は、第2項及び第3項の適用については、会議に出席したものとみなす。

6 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局保健所健康づくり推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱による最初の推進会議の会議及び委員の任期満了後における最初の推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則

この要綱は、令和1年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 用語の説明

【A～Z】

用語	用語の説明
DV	「Domestic Violence」の略で、明確な定義はないが、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。
K6	うつ病や不安障害などの、精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された調査手法。
PDCAサイクル	「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返すことによって、業務などの改善や効率化を図る手法の一つ。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【あ行】

用語	用語の説明
アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず、届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援や情報を届けること。
エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）	産後うつ病をスクリーニングするための調査票。10項目の質問があり、産後の母親が自分で回答する。

【か行】

用語	用語の説明
ゲートキーパー	「命の門番」とも位置付けられており、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
こころの体温計	携帯電話やスマートフォン、パソコンを利用して、気軽にストレスや、落ち込み度をチェックできるシステム。
子ども食堂	子どもが一人でも行ける、無料又は低額で食事を提供している地域の居場所。子どもだけでなく、あらゆる世代の誰もが一緒に過ごすことができ、食事の提供以外にも、宿題を一緒にしたり遊んだり、困ったことを相談できる場所。
コンサルテーション	一方の専門家が抱える問題を、より効果的に解決できるよう、異なる領域の専門家が、助言等の援助を行うこと。

【さ行】

用語	用語の説明
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	自然災害や犯罪事件、航空機・列車事故等の集団災害後に、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。
スーパービジョン	自分より経験や知識、技能の熟達した人から、助言や指導を受けること。
生活困窮者自立支援制度	経済的な理由など、生活困窮の状態にある人に対して、生活保護に至る前の段階から、自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から早期の自立に向けて支援する制度。
性的少数者（LGBT など）	「性的マイノリティ」「セクシュアルマイノリティ」とも呼ばれている。恋愛対象が同性や両性の人、こころの性とかからだの性が一致していない人など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。

【た行】

用語	用語の説明
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

【は行】

用語	用語の説明
ピア	「仲間」という意味。

【ま行】

用語	用語の説明
メンタルヘルス	こころの健康状態のこと。

【や行】

用語	用語の説明
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。
抑うつ状態	気分が落ち込み、憂うつになる状態のこと。

5 相談窓口一覧 (令和5年11月1日時点)

区分	相談内容等	ページ
①自殺予防	いのちの電話 など	69
②こころとからだの健康	こころの電話相談 など	69
③経済問題	生活保護制度、生活福祉資金の貸付 など	69
④多重債務	多重債務、ヤミ金 など	70
⑤就労関係	若者、ひとり親家庭の就労、女性、高齢者 など	70
⑥労働関係	賃金やハラスメント等の、職場でのトラブル、職場のメンタルヘルス対策 など	70
⑦経営	経営、労働に関すること など	71
⑧高齢者及び介護	高齢者に関する総合相談、介護保険、高齢者在宅福祉制度 など	71
⑨子ども	いじめ、不登校、子育て、非行 など	72
⑩女性	ひとり親家庭、DV、女性の悩み など	72
⑪障がい者	身体・知的・精神障がい者の、相談・支援 など	73
⑫医療	医療に関する相談や苦情 など	74
⑬人権問題	人権問題、女性の人権、子どもの人権 など	74
⑭遺族の支援	大切な人を亡くされた方の、相談や支援 など	74
⑮生活安全	暴力、法律相談、消費生活トラブル など	75
⑯ひきこもり	ひきこもりに関する相談・支援 など	76

記号の説明

- ◆：祝日と年末年始を除きます。
(ただし、相談方法によっては異なる場合があります)
- ★：予約が必要です。

① 自殺予防

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
いのちの電話	社会福祉法人 香川いのちの電話協会 (http://www.kind-kagawa.org/)	087-833-7830 FAX: 087-861-4343	24時間
		0120-783-556	毎週月・火・木・金 16:00~20:00 毎月10日 24時間 8:00~翌8:00
土曜ホットラインかがわ	認定NPO法人 グリーンワークかがわ	087-813-1247	毎週土曜日◆ 15:00~18:00
自殺予防カウンセリング (心の危機の相談)	認定NPO法人 マインドファースト	(受付専用電話) ※相談電話ではありません 090-9455-9164	(予約受付時間) 平日★ 予約受付は◆ 9:00~17:00

② こころとからだの健康

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
こころの電話相談	香川県精神保健福祉 センター	087-833-5560	平日◆ 9:00~16:30
	健康づくり推進課 (こころの健康相談)	087-839-3801	平日◆ 9:00~17:00 来所相談は★
こころとからだの健康 相談	健康づくり推進課	087-839-2363	平日◆ 8:30~17:00
	仏生山保健センター	087-889-7772	
	香川保健ステーション	087-879-0371	
	国分寺保健ステーション	087-874-8200	
	牟礼保健ステーション	087-845-5249	
	勝賀保健ステーション	087-882-7971	
山田保健ステーション	087-848-6581		
メンタルヘルスユーザー によるピア電話相談 (ピアサポートライン)	認定NPO法人 マインドファースト	087-822-4115	毎週水曜日 11:00~14:00

③ 経済問題

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
生活保護制度の相談	生活福祉課	087-839-2343	平日◆ 8:30~17:00
生活困窮者の生活や 仕事の悩みごと相談	自立相談支援センター たかまつ	087-802-1081	平日◆ 8:30~17:15
生活福祉資金の貸付相談	高松市社会福祉協議会 (自立相談支援センターたかまつ)	087-802-1081	平日◆ 8:30~17:15
民生委員の担当区域に 関すること	地域共生社会推進課 (令和6年4月~)	087-839-2372	平日◆ 8:30~17:00
様々な悩みごと相談 (市政・一般・行政・ 弁護士・司法書士・ 行政書士・社会保険 労務士 他)	市民相談コーナー	087-839-2111	相談日時・内容・予約 の有無は、事前にお問 い合わせください。 平日◆ 8:30~17:15

④ 多重債務

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
消費生活のトラブルの相談（多重債務、借金など）	高松市消費生活センター	087-839-2066	平日◆ 8:30～17:00
多重債務・た金融専用相談窓口（県）	香川県消費生活センター	087-834-0008	平日◆ 8:30～12:00 13:00～17:00
法的トラブルでお困りの方	法テラス香川	0570-078393	平日◆ 9:00～17:00

⑤ 就労関係

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
就労の相談	ハローワーク高松	087-869-8609	平日◆ 8:30～17:15
若者等の就労支援	しごとプラザ高松	087-823-8609	月～金、 第2・第4土曜◆ 9:30～18:00
	かがわ若者サポートステーション	087-813-6077	平日◆ 9:30～17:30 (★要予約)
ひとり親家庭自立相談 ひとり親家庭の就労相談	こども家庭課	087-839-2353	平日◆ 予約優先 8:30～17:00
女性のための就労相談	男女共同参画センター	087-833-2282	月・水・金曜日 10:00～17:00 ★要予約 (1回50分まで)
女性・高齢者等の就労相談	かがわ女性・高齢者等就職支援センター	087-802-2705	第2・第4月曜 火～金曜日 第2・第4土曜◆ 10:00～17:00

⑥ 労働関係

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
総合労働相談コーナー ・民事的な労働相談 ・個別労働紛争解決制度 ・職場での悩み事や トラブル相談 (賃金・解雇・労働時間・ ハラスメント等)	香川労働局総合労働 相談コーナー	087-811-8916	平日◆ 9:30～17:00
	高松総合労働相談コーナー	087-811-8946	平日◆ 9:30～17:00
職場のメンタルヘルス 対策に関する相談	香川産業保健総合支援 センター	087-813-1316	平日◆ 8:30～17:15

⑦経営

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
職場のメンタルヘルス対策に関する相談	香川産業保健総合支援センター	087-813-1316	平日◆ 8:30~17:15
経営・労働に関する相談	高松商工会議所	087-825-3505	平日◆ 8:30~17:15

⑧高齢者及び介護

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
高齢者に関する総合相談 権利擁護に関する支援	地域包括支援センター	087-839-2811	平日◆ 8:30~17:00
	サブセンター仏生山	087-889-7788	
	サブセンター山田	087-848-6451	
	サブセンター勝賀	087-882-7401	
	サブセンター牟礼	087-845-5711	
	サブセンター国分寺	087-874-8961	
	地域包括支援センター香川	087-879-0991	
在宅医療、介護連携に関する支援	在宅医療支援センター	087-839-2344	平日◆ 9:00~16:00
介護保険に関すること	介護保険課	087-839-2326	平日◆ 8:30~17:00
高齢者在宅福祉制度	長寿福祉課	087-839-2346	平日◆ 8:30~17:15 対象者・内容はお 問い合わせくだ さい
たかまつ介護相談専用 ダイヤル (高松市にお住いの高齢 者に関する介護や生活 等について)		0120-087294	24時間対応

⑨子ども

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
いじめや不登校に関する相談電話	総合教育センター	087-821-0099	平日◆ 8:30～19:00
不登校の相談 (心理士による相談)	教育支援センター 「新塩屋町 虹の部屋」	087-851-2011	月・木曜日 10:00～16:00 ★要予約
	教育支援センター 「みなみ」	087-889-8900	
特別支援教育・発達障がいの相談	総合教育センター	087-811-2163	平日◆ 8:30～17:00
24時間いじめ電話相談 24時間子供SOSダイヤル	香川県教育センター	087-813-1620 0120-0-78310	年中無休 24時間
こどもスマイルテレホン	少年育成センター	087-839-2525	平日◆ 8:30～19:00
子育て相談 児童虐待	こども女性相談課	087-839-2384	平日◆ 8:30～17:15
■面接相談 子育ての心配や不安・ 児童虐待・非行・不登校・ 養育困難・里親等の相談	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	平日◆ 8:30～17:15 ※緊急の場合は 24時間対応
■電話相談 子育ての心配や不安	香川県子ども女性相談センター	087-862-4152	月～土◆ 9:00～21:00
少年の非行問題、 いじめ等の相談	香川県警察本部少年課 少年サポートセンター	087-837-4970	平日◆ 9:00～17:00

⑩女性

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
ひとり親家庭自立相談 ひとり親家庭の就労相談	こども家庭課	087-839-2353	平日◆ 予約優先 8:30～17:00
女性相談 (夫・パートナーからの 暴力や家庭内の問題)	こども女性相談課	087-839-2384	平日◆ 8:30～17:00
	香川県子ども女性相談センター (電話相談)	087-835-3211	月～土◆ 9:00～21:00
	香川県子ども女性相談センター (面接相談)	087-862-8861	★要予約 平日◆ 8:30～17:15 ※緊急の場合は 警察へ相談
女性こころの相談 (女性の様々な問題や 不安についての相談)	男女共同参画センター	087-833-2285	★要予約 火曜日を除く毎日 (年末年始は除く) 10:00～17:00

⑪障がい者

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
障がいに関すること	障がい福祉課	087-839-2333	平日◆ 8:30～17:00
障がいに関すること 基幹相談支援センター ：中核拠点	高松市障がい者基幹 相談支援センター (福岡町) 【地域】松島・築地・新塩屋町・四番丁・ 二番丁・日新・亀阜・女木・男木	087-880-7012	平日◆ 9:00～17:00
基幹相談支援センター ：地域拠点	障害者生活支援センター たかまつ(田村町)	087-815-0330	平日◆ 9:00～17:00
	【地域】鶴尾・太田・太田南・弦打・鬼無・ 香西・下笠居		
	地域生活支援センター こだま(木太町)	087-802-1036	
	【地域】花園・栗林・木太		
	障害者生活支援センター あい(前田東町)	087-847-1021	
	【地域】古高松・前田・川添		
	障害者地域生活支援センター ほっと(川島東町)	087-840-3770	
	【地域】川島・十河・西植田・東植田・塩江		
	障害者相談支援センター りゅううん(仏生山町)	087-815-5266	
	【地域】林・三谷・仏生山・多肥・一宮・香川		
	地域活動支援センター クリマ(牟礼町)	087-845-0335	
	【地域】屋島・牟礼・庵治		
相談支援事業所ライブ サポートセンター(岡本町)	087-815-7871		
【地域】川岡・円座・檀紙・香南・国分寺			
メンタルヘルスユーザー の居場所 「ぴあワークス」	認定NPO法人 マインドファースト	(受付専用電話) 090-9455-9164	毎月第3日曜日 14:00～16:30

⑫医療

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
医療相談 (医療内容の相談など)	高松市医療安全支援センター (高松市保健所保健医療政策課)	087-839-2860	平日◆ 8:30~17:00

⑬人権問題

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
人権問題に関する相談 全般 みんなの人権110番 (全国共通)	高松法務局人権擁護部	087-821-7850 ナビダイヤル 0570-003-110	平日◆ 8:30~17:15
女性の人権ホットライン (配偶者やパートナーからの暴力(DV)・職場におけるセクシャルハラスメント・ストーカー行為など女性の人権に関する相談)	高松法務局人権擁護部	087-821-7850 ナビダイヤル 0570-070-810	平日◆ 8:30~17:15
こどもの人権110番 (いじめ・体罰・虐待など、子どもの人権に関する相談)	高松法務局人権擁護部	087-821-7850 フリーダイヤル 0120-007-110	平日◆ 8:30~17:15

⑭遺族の支援

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
自殺で大切な人を亡くされた人たちの支援グループ 「サバイビング」	認定NPO法人 マインドファースト (https://mindfirst.jp)	(受付専用電話) 090-9455-9164	毎月第3日曜日 14:00~16:00
身近な人をなくした方のグループミーティング	認定NPO法人 グリーフワークかがわ (https://www.griefwork.jp/)	090-6288-1011	原則◆ 毎月第2日曜日 10:30~12:00
ひまわりミーティング (喪失を経験した子どもの親・保護者のためのグループミーティング)	認定NPO法人 グリーフワークかがわ (https://www.griefwork.jp/)	090-6288-1011	原則◆ 毎月第1日曜日 10:30~12:00

⑮生活安全

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
警察相談（総合窓口）	香川県警察本部	(警察相談専用電話) #9110 又は 087-831-0110 (警察本部代表電話) 087-833-0110	24時間 (夜間・休日は 当直員が対応)
	高松北警察署	087-811-0110	
	高松南警察署	087-868-0110	
	高松西警察署	087-876-0110	
	高松東警察署	087-898-0110	
警察相談 (暴力団追放相談、 暴力団組織離脱相談)	香川県警察本部 捜査第二課	087-831-8930	24時間 (夜間・休日は 当直員が対応)
幅広い暴力相談 (専門家による相談)	(公財)香川県暴力追放運 動推進センター (暴追センター) 磨屋町5-9°ヲ59ビル7階	087-837-8889	平日◆ 9:00~16:30 ★専門家による 相談を希望する 場合は要予約
弁護士による無料法律 相談	法テラス香川	0570-078393 予約受付時間 平日◆ 9:00~17:00	平日◆ 月・水・ 木 13:00~16:00 ★要予約 (資力要件あり)
消費生活トラブルの相談 (悪質商法に関する 相談など)	高松市消費生活センター	087-839-2066	平日◆ 8:30~17:00
	香川県消費生活センター	087-833-0999	
	消費者ホットライン	188	窓口が開所して いない場合、電 話番号・受付時 間を案内する場 合があります。

⑩ ひきこもり

相談窓口の名称等	相談機関	電話番号	相談時間等
ひきこもりに関する相談	香川県ひきこもり地域支援センター『アンダンテ』	087-804-5115	平日◆ 8:30～17:15
	健康づくり推進課 (こころの健康相談)	087-839-3801	平日◆ 9:00～17:00 来所相談は★
	ひきこもり相談窓口 (KHJ香川県オリーブの会)	087-802-2567	毎月第1・3土曜日 (年末年始を除く) 10:00～16:00
ひきこもりに悩む家族 への支援グループ 「おどりば」	認定NPO法人 マインドファースト	(受付専用電話) 090-9455-9164	毎月 第1・3土曜日◆ 14:00～16:00





第2期 高松市自殺対策計画

～「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して～

- 発行年月 令和6年3月
- 発行・編集 高松市健康福祉局保健所 健康づくり推進課
住所：〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号
電話：087-839-2363 FAX：087-839-2367
高松市ホームページ：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>